

D分科会テーマ③ 私学をめぐる法律上の諸問題

講師：植村 礼大氏
運営委員：小林 啓延
公 江 茂

昨今、学校や企業において、ハラスメントの被害が社会問題化しています。ハラスメントとは、「嫌がらせ」を意味し、その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図に関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威をあたえることを指します。学校という環境の中では、教職員が学生である相手に対して、相手の意に反して性的な性質の言動、飲酒の強要、嫌がらせ、いじめ、研究妨害、就労上及び修学上の機会・条件・評価等での差別のような行為が、最も典型的なハラスメントといえます。教員には、成績評価等の権限が与えられており、クラブ活動やゼミナールなどでは学生同士の間にも先輩と後輩、上級生と下級生の上下関係があるため、研究室、教室、部室など大学の外から見え難い空間は、ハラスメントが起きやすい環境にあるといえます。

本分科会では、俵法律事務所から弁護士・植村礼大氏を講師にお招きし、このような私学をめぐるハラスメントの問題を中心に法律相談を通じての身近な事例を取り上げ、分かりやすく解説していただきました。ハラスメントとはセクハラ、パワハラ、アカハラなどの種類がありそのほかにアルコールハラスメントなどがあること、ハラスメントの特徴は受け手の感じ方によってトラブルとなり得ること、また誰もが加害者になり得る問題であるということです。ハラスメントをめぐる法律問題、労働の問題、教職員同士の関係など、詳しく解説いただきました。

そのほかに、職場の問題であるメンタルヘルス問題が担当者の責任を問うケースが増えていることを述べ、厚労省「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を資料として掲げ、心の健康問題で円滑に職場に復帰し、業務が継続できるようにするためには、休業の開始から通常業務への復帰までの流れをあらかじめ明確にしておく必要があること、人間関係は、社会生活にとって最も重要なものなので、その人間関係を良好に維持するためには相手の立場になって考えることが大人の人間としてのルールであることなど、複雑な人間社会の関係をとり上げ、分かりやすく解説していただきました。

参加者の職責は多種にわたっていますが、日常の経理業務とは違った観点から学校業務をみることができ、非常に興味深く参考になったのではないかと思います。